

国相手の大飯原発3・4号 設置変更許可取り消し訴訟(大阪高裁)

高裁でも勝訴しよう



5月28日(木)14時の判決に参加を!

大阪地裁 202号法廷/ 記者会見と報告会: 大阪弁護士会館 1205号室
(傍聴券の抽選の時間等は分かり次第お知らせします)

5月24日(日)14時 判決に向けた学習・討論会

国相手の大飯原発裁判(大阪高裁)の判決日が決まりました(4月20日に裁判所から知らせがありました)。

判決の法廷にぜひご参加ください。一審に続き、高裁でも勝訴しましょう。

この裁判は、2020年12月4日の一審判決で、原告は勝訴しました。大飯原発3・4号の設置変更許可の取り消しという画期的な判決でした。一審判決は、国が審査の過程で、「経験式の有するばらつき」を全く考慮しなかったと認定し、「違法である」と判定しました。大阪高裁で約5年の審理を経て、昨年11月13日に結審し、判決を迎えます。

裁判の争点は下記の3点です。

- 基準地震動の過小評価(国は地震規模の「ばらつき」を考慮せず等)
- 敷地内破碎帯の活断層評価(わずかな火山灰で活断層ではないと評価できず等)
- 重大事故対策(汚染水対策なし等)

福島原発事故から15年を経て、政府は原発回帰を進めています。このような状況の中で判決を迎えることとなりますが、私たちは、裁判での主張の正当性を確信しています。政府の原発推進に抗して、高裁でも勝訴を勝ち取りましょう。ご支援よろしくお願いたします。

★学習・討論会へもご参加を! 議論を通じ、主張の理解を深め、勝訴の意思を固めましょう。

判決に向けた学習・討論会 ～高裁でも勝訴しよう～

日時: 5月24日(日)14:00~16:30(開場 13:30)

場所: エル大阪南館 734号室

参加費: 500円

- 内容・お話 冠木克彦弁護士「裁判の争点と展望」
- ・裁判の争点についての報告と議論
 - ・各地の原告の思い等

★カラーリーフ発行 裁判の争点と原告の主張

ダウンロードできます。

<https://x.gd/qcUCx>



印刷したものが必要な場合は、ご連絡ください。送料のみのご負担をお願いします。

おおい原発止めよう裁判の会

連絡先(美浜の会気付) 〒530-0047 大阪市北区西天満 4-5-8 八方商事第2ビル 301号

TEL: 06-6367-6580 FAX: 06-6367-6581 mihama@jca.apc.org

2026.4.26